



【 建 築 基 準 法 】

(法第 85 条の規定)

仮 設 建 築 物 許 可 取 扱 基 準
(工事用・工事代替用・限定期間使用)

平成 19 年4月

(令和2年8月 改正)

寝 屋 川 市
都 市 基 盤 整 備 部
審 査 指 導 課

目 次

仮設建築物(工事用・工事代替用・限定期間使用)許可取扱基準	… P. 2
1. 基準の対象範囲について	… P. 3
2. 工事用仮設建築物(A)の取扱基準について	… P. 4
3. 工事代替仮設建築物(B)の許可基準について	… P. 6
4. 限定期間使用の仮設建築物(C)の許可基準について	… P. 7
5. 法第85条第2項及び同条第5項の規定による適用除外の取扱いについて	… P. 8
6. 許可申請等の手続きについて	… P. 8
7. 許可申請等の添付図書及び手数料について	… P. 8
別表1. 適用除外の取扱い	… P. 9
別表2. 事務手続きフロー	… P. 14
別表3. 添付図書	… P. 15

仮設建築物(工事用・工事代替用・限定期間使用)許可取扱基準

(昭和 54 年1月 23 日市長決裁で決定)

平成 15 年4月1日一部改正

平成 19 年4月1日一部改正

令和 2 年8月1日一部改正

仮設建築物とは、建築物としての存続期間が、その建築物を使用する用途から判断し、一定の期間内に限られるものをいう。この仮設建築物については、長期間存続する一般建築物と同様の制限を行うことは実情に沿わないとして、仮設建築物の種類に応じ、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 85 条の規定によって、制限の全部又は一部を適用しないこととされている。

この取扱基準は、法第 85 条の規定による許可において、本市における仮設建築物に該当する範囲及び許可基準等を定め、本許可制度の適切な活用及び行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

1. 基準の対象範囲について

この取扱基準に定める仮設建築物として取り扱う範囲については、法第85条第2項(ただし、同項の規定による応急仮設建築物を除く。)に該当するもの及び同条第5項の規定の適用を受けるものの範囲については、次の表中のものとする。

	法第 85 条第2項該当	法第 85 条第5項該当	
区分	工事を施工するために現場に設ける仮設建築物 (以下「工事用仮設建築物」という。)	建築物の工事を施工する従前の建築物に代えて必要となる仮設建築物(以下「工事代替仮設建築物」という。)	限定期間使用の仮設建築物
	工事用仮設建築物(A)	工事代替仮設建築物(B)	限定期間使用の仮設建築物(C)
仮設種別	(1) 工事現場用事務所 (2) 下小屋 (3) 材料置場 (4) 工事用コンプレッサー室 (5) 材料加工場 (6) 上記に類するもの	(1) 仮設店舗 (2) 仮設銀行 (3) 仮設郵便局 (4) 仮設病院 (5) 仮設学校 (6) 上記に類するもの	(1) 郵便局付属建築物 (2) 選挙用事務所 (3) 後援会事務所 (4) 短期間における 政治活動用の事務所 (5) 展示場 イ.規格型住宅 ロ.分譲マンション (6) 仮設興行場 (7) 博覧会建築物 (8) 上記に類するもの

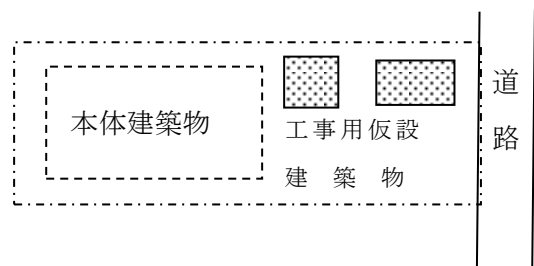
2. 工事中仮設建築物(A)の取扱基準について

法第 85 条第2項による工事中仮設建築物(A)に該当するものは、次の各号に掲げる場合とする。

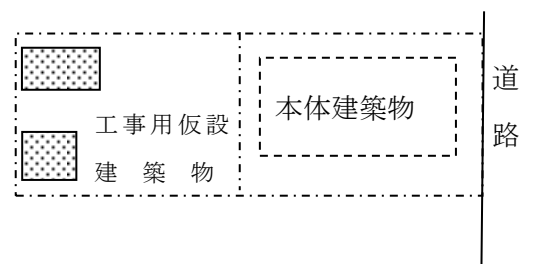
- (1) 工事を施工するためのもので、直接工事に関係のある建築物でなければならない。
- (2) 工事の現場に設けられるものであること。ただし、工事施工の場所でなくとも距離的、機能的見地から支障がないものを含むものとし、次のいずれかに該当する場合とする。

A 建築工事現場に設けるもの

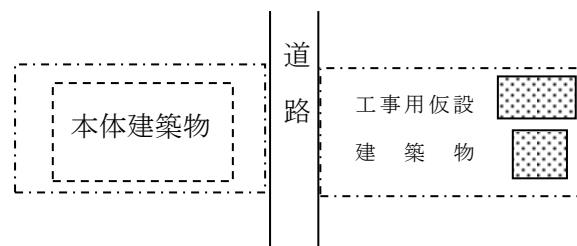
- ① 工事現場の敷地内に当該施設を設置するもの



- ② 工事現場の敷地に接している他の敷地内に当該施設を設置するもの

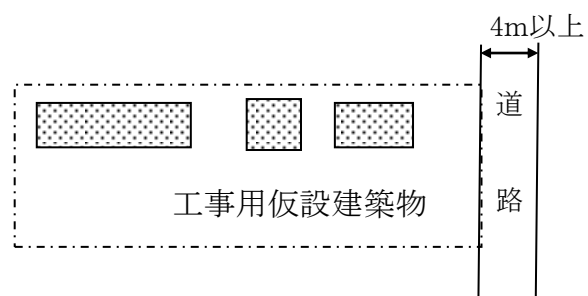


- ③ 工事現場の敷地に道路又は水路等で分離されている敷地内に当該施設を設置するもの

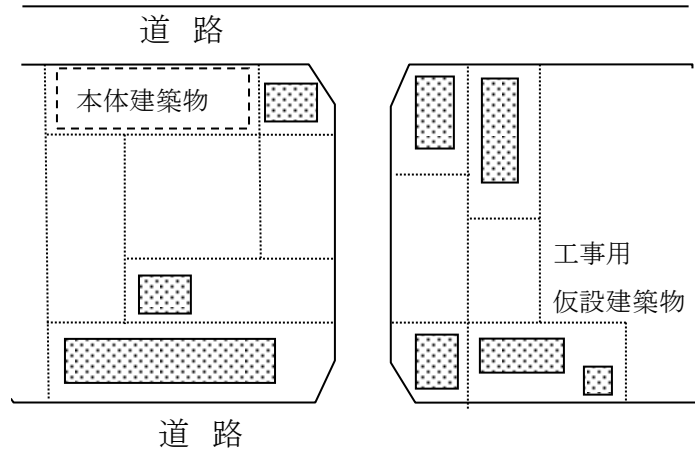


- ④ 工事現場から当該施設が設置されている敷地までの距離が半径 300m以内にあり下記の要件を満足しているもの

- イ 当該施設が設置される敷地は、幅員4m以上の道路等に接していること。

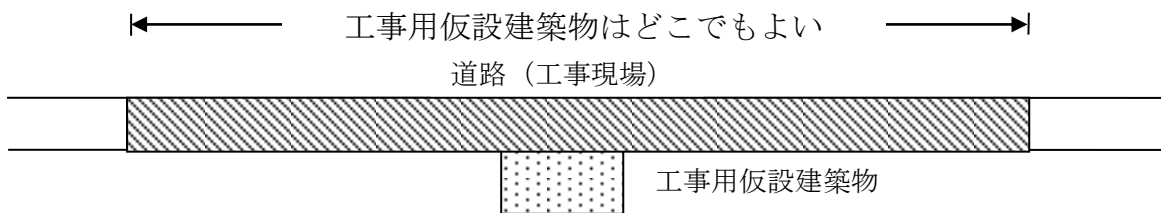


ロ 当該施設が設置される敷地は、工事現場から容易に当該施設を見通すことができる所に設置しているか、又は工事現場の敷地に接している道路の延長線（直線又はこれに類する曲線等）に当該施設の敷地が接しているか又はそれに準じていること。

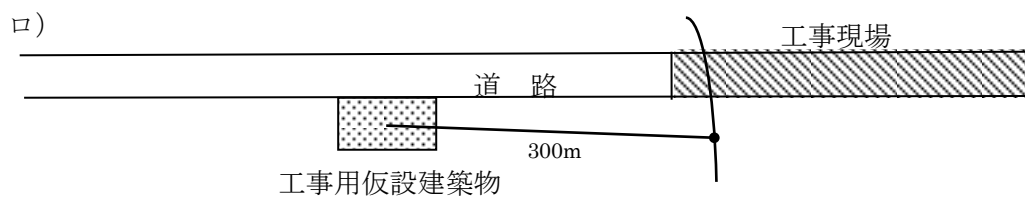
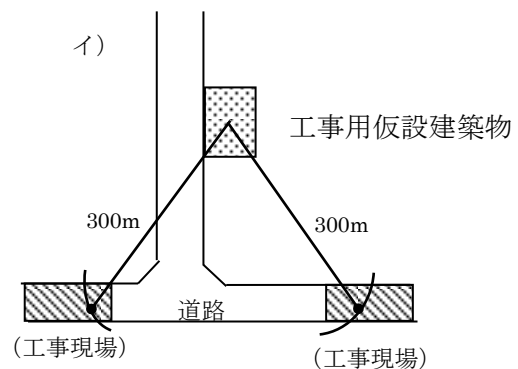


B. その他の工事現場（道路、土木、ガス、電気、水道等で工事が道路敷等）に設けるもの

① 工事現場（単一工区）に接している敷地に当該施設を設置するもの



② 工事現場（他の道路及び分割工区）に接していない敷地に当該施設を設置するものについては、当該施設は工事現場から半径 300m の範囲内に設置するもの



3. 工事代替仮設建築物(B)の許可基準について

法第 85 条第5項に規定する工事代替仮設建築物の許可は、次の表によるものとする。

工事代替 仮設建築物 (B)	対象施設	本体建築物との関係		使用(存続)期間
		地 理 的	手 続 的	
(1) 仮設店舗 (2) 仮設銀行	・建替えの間の一 時休業等により、 近隣住民の利便 が著しく損なわれ ると認める施設	建替え店舗か ら半径300mの 範囲内	建替え店舗が 確認済である こと。	工事の施工上 必要と認める期 間
(3) 仮設郵便局 (4) 仮設病院	同 上	本体建築物の 計画敷地内	当該計画変更 時の措置及び 誓約書など提 出のこと。	同 上
(5) 仮設学校	・小中学校仮設校 舎で構造は、木 造系を除く		本体校舎が確 認通知済であ ること。(確認 申請が不要の 改修工事等 の場合は除く。)	建替工事期間 (改修工事等 の期間)

4. 限定期間使用の仮設建築物(C)の許可基準について

法第 85 条第5項に規定する限定期間使用の仮設建築物の許可は、次の表によるものとする。

期間限定使用の 仮設建築物(C)	対 象 施 設	本体建築物との関係		使用(存続) 期間
		地理的	手続的	
(1) 郵便局附属建築物	・夏期及び冬期に封書、はがき、小包等の仕分け、保管並びに関係職員の更衣、休憩等に供する施設			原則として ・夏期 6月中旬 ～8月末 ・冬期 12月初旬 ～1月末
(2) 選挙用事務所 (3) 後援会事務所 (4) 短期間における 政治活動用の事務所	・政治活動の一環として当該地域内で行う教宣活動等の為に使用する事務所及びそれに付属するもので短期間に使用されると認められるもの			許可後 1年以内
(5) 展 示 場	イ. 規格型住宅	・量産型住宅等の展示		許可後 1年以内
	ロ. 分譲マンション	・本体建築物の間取りとほぼ同程度の間取りに若干の管理スペースを含めたもの	本体建築物が確認済であること。	
(6) 仮設興行場 (7) 博覧会建築物	・臨時的に興行又は、展覧するもの ・臨時的に公共の目的で利用するもの			許可後 1年以内

5. 法第 85 条第2項及び同条第5項の規定による適用除外の取扱いについて

法第 85 条第2項及び同条第5項(建築基準法施行令(以下「令」という。)第 147 条第1項を含む。)の規定による適用除外の取扱いについては、別表1による。

6. 許可申請等の手続きについて

仮設建築物の事務手続きについては、別表2による。

なお、許可を受けた内容に変更が生じた場合は、再度仮設許可申請が必要になる場合があるので事前に協議を行うこと。

- (1) 許可期間終了後は、速やかに撤去し、報告すること。
- (2) 仮設建築物の許可期間満了後、やむを得ず許可期間の延長が必要となる場合は、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合に限り、延長できるものとする。その場合は、許可期間満了の1ヶ月前までに再度、仮設許可申請の手続きに関する協議を行うこと。

7. 許可申請等の添付図書及び手数料について

法第 85 条第5項の規定による許可申請の添付図書については、寝屋川市建築基準法施行細則(昭和 49 年寝屋川市規則第 10 号。以下「細則」という。)第5条の規定により、別表 3に定めた図書を添付して申請するものとする。

許可申請に伴う手数料は、寝屋川市建築基準法施行条例(平成 12 年寝屋川市条例第 18 号)第5条別表で定める額とする。(令和2年8月1日現在、120,000 円)

別表1. 適用除外の取扱い

仮設種別 法令	工事中仮設建築物 (A)	工事中代替仮設建築物 (B)			限定期間使用の仮設建築物 (C)			
	(1)工事現場用事務所 (2)下小屋 (3)材料置場 (4)工事中コンプレッサー室 (5)材料加工場	(1)仮設店舗 (4)仮設病院	(2)仮設銀行 (3)仮設郵便局	(5)仮設学校	(1)郵便局付属建築物 (2)選挙用事務所 (3)後援会事務所 (4)短期間における政治活動用の事務所	(5)展示場 イ. 規格型住宅 ロ. 分譲マンション		(6)仮設興行場 (7)博覧会建築物
法第6条～法第6条の4 (確認申請)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
法第7条～第7条の5 (完了検査)(中間検査)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
法第7条の6(使用制限)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
法第12条第1項～第4項 (報告、検査等)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
法第15条 (届出及び統計)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
法第18条(第25項除く。)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
法第19条(敷地の衛生及び安全)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
法第21条(大規模の建築物の主要構造部等)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外

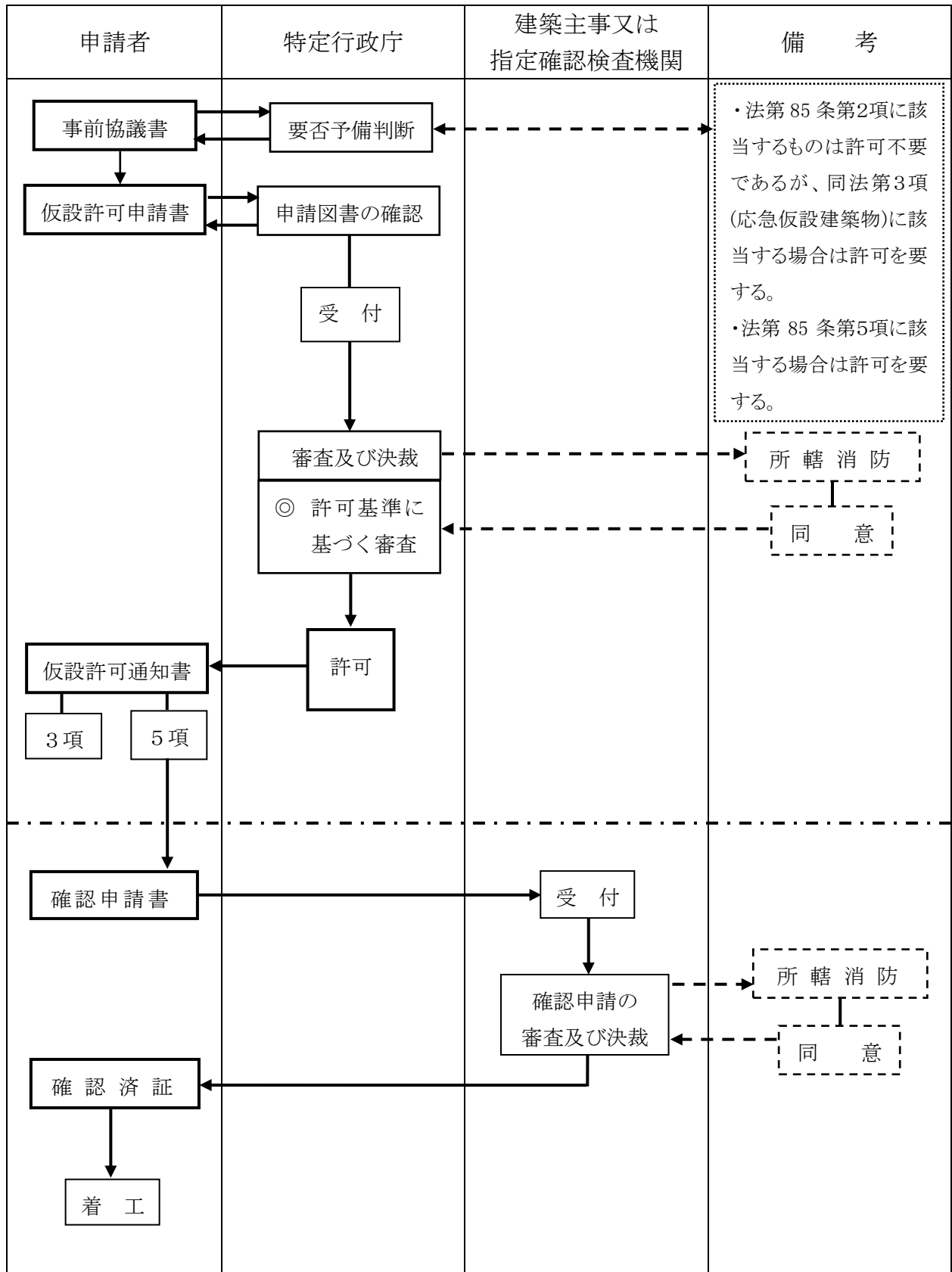
仮設種別 法令	工事中仮設建築物 (A)	工事中代替仮設建築物 (B)			限定期間使用の仮設建築物 (C)			
	(1)工事現場用事務所 (2)下小屋 (3)材料置場 (4)工事中コンプレッサー室 (5)材料加工場	(1)仮設店舗 (4)仮設病院	(2)仮設銀行 (3)仮設 郵便局	(5)仮設学校	(1)郵便局付属建築物 (2)選挙用事務所 (3)後援会事務所 (4)短期間における 政治活動用の事務所	(5)展示場 イ.規格型住宅 ロ.分譲マンション		(6)仮設興行場 (7)博覧会 建築物
法第 22 条 (屋根)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
法第 23 条 (外壁)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
法第 24 条	適用	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
法第 25 条 (大規模木造の外壁)	適用	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
法第 26 条 (防火壁等)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
法第 27 条 (特殊建築物 の耐火要件)	適用	準用	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	準用
法第 31 条 (便所)	適用除外	準用	準用	準用	準用	適用除外	適用除外	準用
法第 33 条 (避雷設備)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
法第 34 条第2項 (非常用の昇降機)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
法第 35 条 (特殊建築物 の避難消火)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
法第 35 条の2 (内装)	適用	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
法第 35 条の3 (無窓)	適用	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
法第 36 条 (補足基準)	一部適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用

仮設種別	工所用仮設建築物 (A)	工事代替仮設建築物 (B)			限定期間使用の仮設建築物 (C)			
	(1)工事現場用事務所 (2)下小屋 (3)材料置場 (4)工所用コンプレッサー室 (5)材料加工場	(1)仮設店舗 (4)仮設病院	(2)仮設銀行 (3)仮設 郵便局	(5)仮設学校	(1)郵便局付属建築物 (2)選挙用事務所 (3)後援会事務所 (4)短期間における 政治活動用の事務所	(5)展示場 イ. 規格型 住宅 ロ. 分譲 マンション		(6)仮設興行場 (7)博覧会 建築物
法令								
令第37条(材料の品質)	適用除外	準用	準用	準用	準用	準用	準用	準用
令第39条 (災害危険区域)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
令第40条(府条例)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
令第3章(集団規定)	一部適用	一部準用	一部準用	一部準用	適用除外	適用除外	適用除外	一部準用
令第43条	適用除外	準用	適用除外	適用除外				準用
令第44条	適用除外	準用	適用除外	準用				準用
令第54条	適用除外	準用	準用	準用				準用
令第55条	適用除外	準用	準用	準用				準用
令第56条1項3号	適用除外	準用	準用	準用				準用
令第56条の2	適用除外	準用	準用	準用				準用
令第58条	適用除外	準用	準用	準用				準用
令第61条	適用除外	準用	適用除外	適用除外				準用
令第62条	一部適用 (防火・準防火地域内で 延べ面積50㎡超えのみ)	適用除外	適用除外	適用除外				適用除外
令第65条	適用除外	準用	適用除外	適用除外				準用

仮設種別 法令	工事中仮設建築物 (A)	工事代替仮設建築物 (B)			限定期間使用の仮設建築物 (C)			
	(1)工事現場用事務所 (2)下小屋 (3)材料置場 (4)工事中コンプレッサー室 (5)材料加工場	(1)仮設店舗 (4)仮設病院	(2)仮設銀行 (3)仮設 郵便局	(5)仮設学校	(1)郵便局付属建築物 (2)選挙用事務所 (3)後援会事務所 (4)短期間における 政治活動用の事務所	(5)展示場 イ. 規格型 住宅 ロ. 分譲 マンション		(6)仮設興行場 (7)博覧会 建築物
令第22条(防湿)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
令第28条 (便所の採光及び換気)	準用	準用	準用	準用	準用	適用除外	適用除外	準用
令第29条 (くみ取便所)	準用	準用	準用	準用	準用	適用除外	適用除外	準用
令第30条 (特殊建築物の便所)	準用	準用	準用	準用	準用	適用除外	適用除外	準用
令第37条 (構造部材の耐久)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
令第41条(木材)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
令第42条(土台・基礎)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
令第43条(柱の小径)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
令第46条(構造耐力上 必要な軸組等)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
令第48条(木造の校舎)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
令第49条(外壁内部等 の防腐措置等)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外

仮設種別 法令	工事中仮設建築物 (A)	工事中代替仮設建築物 (B)			限定期間使用の仮設建築物 (C)			
	(1)工事現場用事務所 (2)下小屋 (3)材料置場 (4)工事中コンプレッサー室 (5)材料加工場	(1)仮設店舗 (4)仮設病院	(2)仮設銀行 (3)仮設 郵便局	(5)仮設学校	(1)郵便局付属建築物 (2)選挙用事務所 (3)後援会事務所 (4)短期間における 政治活動用の事務所	(5)展示場 イ. 規格型 住宅 ロ. 分譲 マンション		(6)仮設興行場 (7)博覧会 建築物
令第67条(接合)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
令第70条(防火被覆)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
令第3章第8節 (構造計算)	適用除外	準用	準用	準用	準用	準用	準用	準用
令第112条 (防火区画)	一部準用 (第1～6項、第11項、 第14項、第18項、 第19項のみ)	一部準用 (第1～6項、第11 項、第12項、第14 項、第15項、第18 項、第19項のみ)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	一部準用 (第1～6項、 第11項、第14 項、第18項、 第19項のみ)
令第114条(界壁、間 仕切壁及び隔壁)	適用除外	準用 (4室単位)	適用除外	準用 (4教室単位)	適用除外	適用除外	適用除外	準用
令第5章(避難施設等)	適用除外	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
令第5章の2(内装)	適用除外	準用	適用除外	準用	適用除外	適用除外	適用除外	準用
令第129条の2の3 (建築設備の構造強度)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
令第129条の13の2・3 (非常用の昇降機)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外

別表2. 事務手続きフロー



別表3. 添付図書

1. 事前協議書・許可申請書に必要な添付図書(細則第5条第1項に基づく図書等)

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 敷地の位置 (3) 隣地にある建築物の位置、用途及び構造
配置図	(1) 縮尺、方位 (2) 敷地境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別 (4) 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	(1) 縮尺及び方位 (2) 間取、各室の用途及び床面積 (3) 工場にあつては作業場、機械設備等の位置
二面以上の立面図	(1) 縮尺 (2) 開口部の位置 (3) 外壁、軒裏の構造及び仕上材料
二面以上の断面図	(1) 縮尺 (2) 各階の床及び天井(天井がない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ (3) 床、内壁及び天井の仕上材料
面積求積図	(1) 床面積、建築面積及び敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

2. 許可申請書に必要な添付図書(細則第5条第3項に基づく図書等)

図書の種類	
構造図及び構造計算書 (法第6条第1項第2号又は第3号に該当する場合)	仮設建築物として構造上安全あることを確認する為に必要となる事項すべて
理由書	仮設建築物としての許可を必要とする理由
賃貸借契約書の写し (申請敷地を一時賃借する場合)	土地所有者との賃貸借契約期間等を示す書面
本体の確認済証の写し	仮設許可申請理由となる本設建築物の建築確認済証
シックハウス関係(法第28条の2)	平面図(換気経路等記入)、居室の内装仕上表、使用建築材料表、換気設備
仮設計画図(配置図と兼用可)	給排水計画、駐車計画
調査報告発行依頼書	調査報告書、付近見取図